

(寄稿)

社会福祉法人・医療法人のガバナンス改革

平成27年9月の第189回通常国会において、医療法の改正案が可決され、同通常国会で提出された社会福祉法は、第190回通常国会で今年3月に可決されました。

社会福祉法の一部は既に施行されていますが、ガバナンス強化に関する改正は、平成29年4月1日となっています。医療法については現時点では明確ではありませんが、平成28年9月1日とされているものが多く、遅いものでも平成29年4月2日とされており、対策を講じる時間はそんなに多くはありません。

社会福祉法人に関する大きな改正ポイントは、評議委員会設置の義務化、会計監査人の導入、社会福祉充実計画作成義務、特別利益供与の禁止(既に施行済み)、役員報酬基準の作成・開示などがあり、外形的な制度整備が中心と言えるかもしれません。

一方、医療法人においては、非営利法人であれば、法人でも社団たる医療法人の社員になることができ、医療法人のガバナンスの在り方の幅が広がりました。その一方、役員等の損害賠償責任が認められ、理事の責任は重くなったと言えます。その他、理事会運営についても、いくつか変更が加えられ、例えば理事会決議の際、議事録に異議をとどめないものは、賛成したとみなされるなど、この点からも理事の責任が重くなったことが分かります。

本稿は、親和法律事務所 齊藤宏和弁護士に寄稿いただき、社会福祉法及び医療法の改正について、それぞれの様な点に注意すべきかを指摘いただきながら、解説いただきました。

今回の両法案の改定は、ガバナンスの強化という観点からは共通しており、それぞれ公益性の高い事業の担い手として、経営の透明化という共通点があります。ただ、社会福祉法人と医療法人では、制度背景も異なるため、今回の改革のポイントはそれぞれの実情に応じて異なっております。詳細は本編をご参照いただければと思います。

両法人の緊密な連携のもと、地域医療や介護を支えている事業者の方も多いと思います。今後の法人運営のあり方の検討に寄与できれば幸いです。

(市川)

2016年7月11日

Healthcare note

(No. 16-07)

執筆者：
親和法律事務所
弁護士 齊藤 宏和

編集主幹：
野村ヘルスケア・
サポート&アドバイザー
市川 剛志

野村證券株式会社
金融公共公益法人部